

感染症・食中毒等の予防・まん延防止に関する指針

令和6年4月1日 更新
特別養護老人ホーム しあわせの家
ショートステイ しあわせの家

1：感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

介護老人福祉施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が集団生活するという環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。このような前提に立って施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこのことに取り組みます。

2：感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を定め、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒等を定期的を実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗いを徹底し必要に応じてマスク・手袋等を着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ①「発生時の状況の把握」
- ②「まん延防止のための措置」
- ③「有症者への対応」
- ④「関係機関との連携」
- ⑤「行政への報告」

施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

※ 報告書式は愛媛県、四国中央市の指定様式とします。

《 報告が必要な場合 》

ア：同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ：同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は、全利用者の半数以上発生した場合

ウ：ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生状況を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ イについては、同一の感染症などによる患者数が、ある時点において、10名以上又は利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者が発生してからの累積の人数とはしない。

《 報告する内容 》

ア：感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ：感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ：上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※ 尚、医師が、感染症法、結核予防法又は、食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行います。

3：感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置します。

② 感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とします。

看護部主任

③ 感染症対策委員会の構成員

：施設長

：副施設長

：相談援助部主任

：看護部主任

：介護部主任

：介護支援専門員

：機能訓練指導員

：管理栄養士

：介護部副主任

④ 感染症対策委員会の開催

委員会は定期的に3ヶ月に1回（3・6・9・12月）開催します。

その他、必要な都度、開催します。

⑤ 感染症対策委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案

イ) 各種マニュアル等の作成

各種感染症の予防・対応マニュアル・清掃マニュアルなど

ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備

エ) 利用者・職員の健康状態の把握

オ) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ) 委託業者への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底

キ) 感染症・衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施

ク) 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑥ 職員の健康管理

- ア) 施設職員は年1回(夜勤勤務者は2回)の健康診断を実施する。
インフルエンザの予防接種について、摂取の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。
- イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路遮断のため完治まで適切な処置を講じます。出勤停止期間については原則として学校保健安全法の通りとします。※医師の診断が優先される場合があります。

4：感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長)

- 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- 2) 感染症発生時の行政報告

(看護職員)

- 1) 嘱託医・協力病院との連携
- 2) ケアの基本手順の教育と周知徹底
- 3) 衛生管理・安全管理の指導
- 4) 早期発見・早期予防の取り組み
- 5) 経過記録の整備
- 6) 職員への教育

(副施設長・介護支援専門員・生活相談員)

- 1) 看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備 (行政・施設内・家族)
- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応
- 6) 外来者への指導
- 7) 各職種別教育

(管理栄養士)

- 1) 食品管理・衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育・指導の徹底
- 3) 利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急連絡体制の整備 (行政・施設内・家族)
- 5) 経過記録の整備

(介護職員)

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 利用者の状態把握と速やかな報告
- 3) 衛生管理の徹底
- 4) 経過記録の整備

5：感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 教育・研修・勉強会などの実施
- ② 新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

6：感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、いつでも自由に閲覧することができます。